

港区児童育成手当条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(支給要件)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、手当は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。</p> <p>一 保護者の前年の所得（一月から七月までの月分の手当については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該保護者の扶養親族等でない十八歳に達した日の属する年度の末日以前の児童で当該保護者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、区規則で定める額以上であるとき。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 支給要件児童（前項第一号に該当する支給要件児童に限る。）が父及び母と生計を同じくしているとき又は父及び当該父の配偶者若しくは母及び当該母の配偶者と生計を同じくしているとき</p>	<p>(前略)</p> <p>(支給要件)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、手当は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。</p> <p>一 保護者の前年の所得（一月から五月までの月分の手当については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該保護者の扶養親族等でない十八歳に達した日の属する年度の末日以前の児童で当該保護者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、区規則で定める額以上であるとき。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 支給要件児童（前項第一号に該当する支給要件児童に限る。）が父及び母と生計を同じくしているとき又は父及び当該父の配偶者若しくは母及び当該母の配偶者と生計を同じくしているとき</p>

(当該支給要件児童と生計を同じくしている父又は母が同号に規定する区規則で定める程度の障害の状態にあるときを除く。)

(中略)

(支給期間及び支払期月)

第七条 手当は、前条の規定による受給資格の認定を申請した日の属する月の翌月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める月から手当を支給する。

1 支給要件児童について、東京都の区域内の他の特別区又は市町村においてこの条例に基づき手当と同種の手当が支給されていた場合において、当該同種の手当が支給された最後の月の翌月の初日から十五日以内に当該支給要件児童に係る受給資格の認定の申請があつたとき、当該同種の手当が支給された最後の月の翌月

1 (略)

3 手当は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期にそれぞれの前月までの分を支払う。ただし、区長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(当該支給要件児童と生計を同じくしている父又は母が前項第一号に規定する区規則で定める程度の障害の状態にあるときを除く。)

(中略)

(支給期間及び支払期月)

第七条 手当は、第六条に基づき受給資格の認定を申請した日の属する月の翌月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める月から手当を支給する。

1 支給要件児童について、東京都の区域内の他の特別区または市町村においてこの条例に基づき手当と同種の手当が支給されていた場合において、当該同種の手当が支給された最後の月の翌月の初日から十五日以内に当該支給要件児童に係る受給資格の認定の申請があつたとき、当該同種の手当が支給された最後の月の翌月

1 (略)

3 手当は、毎年二月、六月および十月の三期にそれぞれの前月までの分を支払う。ただし、区長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(後略)

付 則

(施行期日)

- 1 | この条例は、令和三年十月一日から施行する。ただし、第四条第二項第一号の改正規定は、令和四年六月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 | この条例による改正後の港区児童育成手当条例（次項において「改正後の条例」という。）第七条第三項の規定は、令和三年十月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年九月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 | 改正後の条例第四条第二項第一号の規定は、令和四年六月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年五月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

(後略)